

令和5年1月24日

懲戒処分の公表について

このたび、本校では、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和5年1月24日

2. 被処分者 事務職員（30歳代）

3. 処分内容 戒告

4. 事案の概要

被処分者は、令和4年2月に通勤手当の支給対象外の住所へ転居したにも関わらず、正当な理由もなく、その届出を怠り、また、諸手当の現況確認においても、転居前の住所から通勤していると実情を偽り、同年10月までに合計18千円の通勤手当を不正に受給した。

このことは職員として相応しくない行為であり、本校及び機構の信頼を著しく傷つける恐れのあるものです。

5. 校長のコメント

本校の職員がこのような行為を行ったことは、誠に遺憾であり、関係者の皆さまに深くお詫び申し上げます。

本校として、このことを厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼の回復に努めて参ります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校長

阿 部 恵